

令和4年度松本新規就農者育成対策事業研修生募集要領

1 目的

松本市内で新規就農する者を育成・確保するため、「松本新規就農者育成対策事業」(以下「事業」という)の農業研修生を募集する。

2 募集人数

研修生は別に定める「松本新規就農者育成対策事業実施要領」(以下「実施要領」という)により、**3名程度**を募集する。

3 研修生の決定

応募者について、「松本新規就農者育成対策事業運営協議会」(以下「協議会」という。)が説明会を、「松本新規就農者育成対策事業研修生選考委員会」が面接を行い、事業の目的に沿った者を採用する。

4 待遇(実施要領参照)

研修生は、実施要領第8条の規定により研修にあたる。

5 研修作物の選択

実施要領の規定により、研修生が栽培する作物は、松本ハイランド農業協同組合が推奨する果樹・野菜等の中から選択するものとする。

6 研修期間

研修期間は最長3年間(2年での修了可)とし、その取り扱いについては協議会が決定する。

7 申込期間

申込期間は令和4年8月1日から令和4年8月31日までとする。

8 申し込み・問い合わせ先

松本ハイランド農業協同組合 営農部 営農企画課

〒390-8555 松本市南松本 1-2-16 電話 0263-29-0394 E-mail : nokikaku@mhl.nn-ja.or.jp